

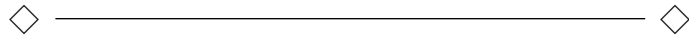
議案第 4 号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

階上町長 荒谷 憲輝



提案理由

令和 6 年度一般会計予算について歳入歳出の額をそれぞれ調整し補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前 2 項の規定による処理については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分第 1 号

令和 6 年度階上町一般会計補正予算の専決処分について

令和 6 年度階上町一般会計補正予算を地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

階上町長 荒 谷 憲 輝

令和 6 年度階上町一般会計補正予算 別冊のとおり

令和 6 年度

階上町一般会計補正予算

専決第 1 号

令和 6 年度 階上町一般会計補正予算

令和 6 年度階上町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 2, 9 5 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 9 0, 7 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

階上町長 荒 谷 憲 輝

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		81,388	10,017	91,405
	1 地方揮発油譲与税	17,000	1,805	18,805
	2 自動車重量譲与税	49,000	8,551	57,551
	3 森林環境譲与税	15,388	339	15,049
3 利子割交付金		300	292	592
	1 利子割交付金	300	292	592
4 配当割交付金		1,500	3,699	5,199
	1 配当割交付金	1,500	3,699	5,199
5 株式等譲渡所得割交付金		500	5,832	6,332
	1 株式等譲渡所得割交付金	500	5,832	6,332
6 法人事業税交付金		9,000	7,774	16,774
	1 法人事業税交付金	9,000	7,774	16,774
7 地方消費税交付金		289,000	53,831	342,831
	1 地方消費税交付金	289,000	53,831	342,831
8 ゴルフ場利用税交付金		8,000	3,974	11,974
	1 ゴルフ場利用税交付金	8,000	3,974	11,974
9 環境性能割交付金		5,000	3,520	8,520
	1 環境性能割交付金	5,000	3,520	8,520

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		59,822	397	60,219
	1 地方特例交付金	59,822	397	60,219
11 地方交付税		2,615,585	86,794	2,702,379
	1 地方交付税	2,615,585	86,794	2,702,379
12 交通安全対策特別交付金		1,000	121	1,121
	1 交通安全対策特別交付金	1,000	121	1,121
13 分担金及び負担金		3,762	286	3,476
	1 負担金	3,482	217	3,265
	2 分担金	280	69	211
14 使用料及び手数料		21,454	1	21,453
	2 手数料	4,667	1	4,666
15 国庫支出金		1,114,453	18,996	1,095,457
	1 国庫負担金	663,335	10,669	652,666
	2 国庫補助金	447,720	7,937	439,783
	3 委託金	3,398	390	3,008
16 県支出金		702,727	18,199	684,528
	1 県負担金	373,443	7,087	366,356
	2 県補助金	295,954	10,901	285,053

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 委託金	33,330	211	33,119
18 寄附金		14,000	795	13,205
	1 寄附金	14,000	795	13,205
19 繰入金		425,114	245,991	179,123
	1 基金繰入金	419,192	245,991	173,201
21 諸収入		79,582	2,458	82,040
	1 延滞金加算金及び過料	1,801	125	1,676
	4 受託事業収入	8,023	1,831	9,854
	5 雑入	52,582	752	53,334
22 町債		269,800	7,400	262,400
	1 町債	269,800	7,400	262,400
歳 入 合 計		6,803,662	112,959	6,690,703

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,300,510	29,640	1,270,870
	1 総務管理費	411,548	11,061	400,487
	3 戸籍住民基本台帳費	61,456	1,315	60,141
	4 選挙費	10,569	149	10,420
	5 統計調査費	1,203	56	1,147
	7 企画費	527,909	3,364	524,545
	8 地方創生費	72,778	13,695	59,083
3 民生費		2,033,925	25,133	2,008,792
	1 社会福祉費	657,474	652	658,126
	2 老人福祉費	415,485	8,709	406,776
	3 児童福祉費	960,965	17,076	943,889
4 衛生費		435,507	20,881	414,626
	1 保健衛生費	435,507	20,881	414,626
6 農林水産業費		419,232	479	418,753
	2 林業費	43,365	479	42,886
7 商工費		171,734	1,495	170,239
	1 商工費	171,734	1,495	170,239
8 土木費		805,395	20,377	785,018

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	45,262	1,470	43,792
	2 道路橋梁費	356,879	18,907	337,972
9 消防費		64,577	-	64,577
	1 消防費	64,577	-	64,577
10 教育費		804,819	10,627	794,192
	1 教育総務費	352,770	5,120	347,650
	2 小学校費	54,677	15	54,662
	4 社会教育費	123,366	785	122,581
	5 保健体育費	248,442	4,707	243,735
11 災害復旧費		3,670	410	3,260
	1 農林水産業施設災害復旧費	3,630	410	3,220
14 予備費		66,258	3,917	62,341
	1 予備費	66,258	3,917	62,341
歳 出 合 計		6,803,662	112,959	6,690,703

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	臨時給付支援サービス事業	231
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援臨時給付金事業	3,078
7 商工費	1 商工費	はしかみ生活応援商品券事業	130,033
9 消防費	1 消防費	防災備品運搬車及び防災備品整備事業	20,199

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
旧小舟渡集会所解体 事業	16,800	普通貸 借又は 証 書 借 入	10.0% 以 内	政府資金につい ては、その融資条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るところによる。 ただし、町財政の 都合により、据置 期間を短縮し、若 しくは繰上償還、 又は低利に借換え することができる。	13,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
中央体育館改修事業	76,100		(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金又は 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)		71,700			